届出手数料に係る手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】 求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】	成功報酬 （期間の定めのない雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の最大 50% （期間の定めのある雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の最大 50% 手数料負担者は求人者とします。 成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の最大 50% 手数料負担は求人者とします。
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言サービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1　年間で支払われた賃金の最大 50% 手数料負担者は 求人者及び関係雇用主とします。